

左半分をご加入者が記入の上、移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金実施事業主にご提出ください。

企業型 確定拠出年金用
(2018年5月1日以降に提出の方)

厚生年金基金・確定給付企業年金
移換申出書

殿

改正前厚生年金保険法第144条の・6第1項(※)または確定給付企業年金法第82条の3第1項の規定により、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度から企業型確定拠出年金制度へ脱退一時金相当額の移換を申し出ます。

なお、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度から脱退一時金相当額を移換するための事務処理のみに用いるものであることを前提に、本申出書を移換先の企業型確定拠出年金の実施機関に提供することについて同意します。

※公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）により、なおその効力を有するものとされています。

※平成25年改正法附則第3条11号に規定する存続厚生年金基金をいいます。

○印	届 出 区 分										※太線枠内を必ず記入してください。 ※届出区分は必ずどちらかに○をしてください。																						
厚生年金基金から資産を移す																																	
確定給付企業年金から資産を移す																																	
基礎年金番号											氏 名											生年月日（西暦）				性 別							
											フリガナ														年			月			日	1：男	
																										2：女							
																						住 所											
フリガナ																																	
〒	- 都 道 市 区											連絡先電話番号 （ - - ）																					
	府 県 郡 町 村																																

※ 移換先についてご記入ください。

確定拠出年金 実施事業所 (現在の勤務先)	名 称										
記録関連 運営管理機関	登 録 番 号					名 称					
	0	0	0	0	1	1	5	ＳＢＩベネフィット・システムズ株式会社（ＢＦＳ）			

移換申出に当たっての留意事項

●この申出書は、企業型確定拠出年金制度への移換について、移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金の実施事業所での証明も兼ねています。

(右の「移換可否決定通知書」の部分)

●この申出書は、太枠内の必要事項をご記入のうえ、移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金の実施事業所にご提出ください。

●厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度からの移換は、原則、以下の場合に行なうことができます。

- ①企業型確定拠出年金の加入者の資格を有する場合
②移換元制度の資格喪失後、1年を経過していない場合

- 複数の厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度から資産を移換する場合は、各制度ごとに申出書を記入して提出してください。
- 企業年金連合会から資産を移換する場合は、専用の申出書が必要になります。詳しくは、企業年金連合会にお問合せ下さい。

●移換手続きが完了するまでには、関係各機関での事務連絡や資産の売却処理等のスケジュールにより、場合によっては数ヶ月間

こともございます。予めご了承願います。

●原則、初回掛金拠出後に移換手続きを開始いたします。同時に確定拠出年金の移換の申出がある場合は、確定拠出年金資産の移換申出が先行処理となります。また、2つ以上の他の企業年金からの移換申出がある場合についても、先に申出のあった方の移換完了を待ってから2つ目の移換処理となり、通常より処理が遅くなりますので、予めご了承願います。

移換金の運用商品の設定はご加入者自身で加入者サイトよりお手続きをお願いします。(2018年5月1日より)

1 移換金の運用商品設定定期
当書類提出後、すみやかに設定をお願いします。
移換金入金日の前日まで設定・変更が可能です。が、入金日は移換元の送金のタイミングにより未確定となりますので事前に設定ください。

2. 入金日の前日までに移換金の運用商品の設定を行わなかった方
 ※「掛金の運用商品を設定している方」は、入金後掛金と同一の運用商品を購入します。
 ※「掛金の運用商品を設定していない方で指定運用方法を導入している企業に属している方」は、入金後ご加入の規約に指定された運用商品を購入します。
 ※入金後、規約によって指定された運用商品を購入するまでに一定の猶予期間があることがあります。
 ※その猶予期間内に、移換金の配分割合を指定する場合、必ず、移換金の配分割合を、掛金の配分割合よりも先に（もしくは同日中）指定してください。
 ※「掛金の運用商品を設定していない方で指定運用方法を導入していない企業に属する方」については、「未指図個人別管理資産」となります。

※「未指図個人別管理資産」とは、商品の設定がない「現金」の状態をいいます。この場合、利息等がつきませんので必ず設定をお願いします。

3「掛金」と「移換金」をそれぞれ別の運用商品で設定を希望される方
加入者サイトの「掛金の割合を指定する」と「移換金の配分割合を指定する」を別々に指定してください。

設定しない場合は、掛金と同じ運用商品を購入しますのでご注意ください。

4「掛金」の配分設定については、「移換金」が設定されていない場合は準用しますが、移換金の配分設定を「掛金」に準用することはございません。そのため、移換金の運用商品を設定した方で、「掛金」の設定を行っていない方は、別途掛金の配分を設定する必要があります。

5過去すでに移換金の持ち込みがある方については「移換金」の配分設定は、前回の移換金配分を引き継いでおります。

※※ 以下の項目は厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関が記入する欄です ※※

移換可否決定通知書

殿（移換可の場合は記録関連運営管理機関名称、移換不可の場合は移換申出者名をご記入ください）

【資格確認結果】 「移換可」、「移換不可」のいずれかに「レ」を記入してください。

☐	移換可 資格確認の結果、「移換可能」と認められましたので通知します。
☐	移換不可 （※移換不可の場合は本申出書を移換申出者に返送してください。） 資格確認の結果、下記の理由により「移換不可」となりましたので通知します。 移換不可理由

移 換 元	基金・実施事業所	登録番号						名 称				担当部署及び担当者					
		☐ 厚生年金基金															
		☐ 確定給付企業年金															
		住 所								連絡先電話番号				FAX番号			
	〒 —																
移 換 元	総幹事 受託機関		名 称														
	資格喪失年月日		<記入上の注意点> ・太枠内項目は必ずご記入ください ・証明欄は必ず押印してください										受付年月日				
西暦														年		月	

移換可否決定者 証明欄	移換可否を決定した者（理事長、事業主など）の証明印を押印してください。 
----------------	--

厚年基金等受付印

※ 厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関の実務ご担当者様へのお願い
移換が可能であることが認められましたら、この書類を下記の宛先まで郵送してください。

●本用紙の送付先

〒 106-6019
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー15階
SB|ベネフィット・システムズ株式会社
業務部 宛
連絡先 03-6229-0823

●手続きの送金流れについて

- ①本用紙を弊社へ送付（貴社→BFS）
②資格確認等を確認の後、書類到着後処理を実行
③「移換指示通知書」（送金先情報）及び「移換資産通知書」を送付（BFS→貴社）
④「移換資産通知書」に送金日・送金額・加入期間・月数の引き継ぎ内容を返送（貴社→BFS）
※送金日の7営業日前までにBFS必着となります。（ご返信がない場合は、送金をお受けできません）
⑤送金日における総幹事等へ送金手続きをお忘れなようお願いいたします。（貴社→総幹事等）

BFS 使用欄

(受付印)

受付	処理	管理者

2021.04

切り離さないでください